

## 広島県告示第六百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、平成十六年広島県告示第千二百七十六号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 更新する鳥獣保護区

南原峡鳥獣保護区、黄金山鳥獣保護区、笹ヶ丸鳥獣保護区、青笹鳥獣保護区、齋島周辺鳥獣保護区、休山鳥獣保護区、犬伏山鳥獣保護区、熊谷山鳥獣保護区、三段峡鳥獣保護区、津々木鳥獣保護区、大久野島鳥獣保護区、因島南鳥獣保護区、仙養ヶ原鳥獣保護区、龍頭峡鳥獣保護区、五品岳鳥獣保護区、道後山鳥獣保護区、猫山鳥獣保護区、帝釈峡鳥獣保護区、上野鳥獣保護区及び大万木山鳥獣保護区

### 二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

#### 上野鳥獣保護区

庄原市道末納上野線と一般県道中領家庄原線の交点を起点として、同県道を東方へ進み国道一八三号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道新庄永宗線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み市道新庄是松線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み国道一八三号線との交点に至り、同所から同国道を南西方に進み一般県道庄原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北方に進み市道中学校線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み市道末納上野線との交点に至り、同市道を北方に進み起点に至るまでの線に囲まれた区域

### 三 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

#### 1 南原峡鳥獣保護区

広島市安佐北区可部町地内の広島市林道中倉線と一般県道二五三号南原峡線との交点（上南原橋東詰）を起点として、同所から県道を北方に進み、第一明神橋に至り、同所から明神ダムに通じる歩道を西方に進み、広島市安佐北区可部町大字南原地内の字明神山と字猿ヶ馬場の境界との交点（第二明神橋）に至り、同所から同境界（尾根沿い）を北方に進み、同市と安芸高田市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東方に進み、更に南東方に進み、広島市林道中倉線との交点に至り、同所から同林道を南西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

#### 2 黄金山鳥獣保護区

広島市南区地内の民有林広島森林計画区三一林班い小班及びろ小班的区域

#### 3 笹ヶ丸鳥獣保護区

広島市安佐北区安佐町地内の笹ヶ丸山国有林の四九林班から五一林班まで（ただし、五〇林班のれ小班及びろ小班は除く。）の区域並びに同町地内の民有林広島森林計画区の一・二・三、一・二・七及び一・二・八林班の区域

#### 4 青笹鳥獣保護区

廿日市市虫所山字所山地内の林道所山青笹線と一般県道四七一号所山潮原線（旧林道焼山線）の交点を起点として、同所から同一一般県道を北西方に進み廿日市市吉和と廿日市市虫所山の境界の交点に至り、同所から同境界を北東方に進み林道所山青笹線との交点に至り、同所から同林道を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 5 齋島周辺鳥獣保護区

呉市蒲刈町地内の上蒲刈島の最大満潮時海岸線と、豊田郡大崎上島町来島西端と蒲刈町荷島北西端とを結ぶ直線との交点を起点にして、同所から同直線を北東方に進み、大崎上島町来島西端に至り、同所から最大満潮時海岸線を南東方に進み、同島の東端と呉市豊町初崎とを結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南東方に進み、初崎に至り、同所から最大満潮時海岸線を南西方に進み、呉市豊浜町大浜を経て、豊町と豊浜町の行政界との交点に至り、同所から同点と豊浜町齋島東端を結ぶ直線を南西方に進み、齋島東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を西方に進み、同島西南端に至り、同所から同端と呉市下蒲刈町上黒島東南端を結ぶ直線を北西方に進み、上黒島東南端に至り、同所から同端と蒲刈町上蒲刈島仏ヶ崎とを結ぶ直線を北東方に進み、仏ヶ崎に至り、同所から最大満潮時海岸線を東方に進み、黒鼻を経て起点に至る線に囲まれた区域の海面並びに豊浜町尾久比島の区域一円並びに齋島の区域一円及び同島の最大満潮時海岸線から二キロメートル以内の海面の区域

#### 6 休山鳥獣保護区

呉市地内の呉市道阿賀中央西畑線と県道六六号呉環状線との交点（休山トンネル東口交差点）を起点として、同所から同主要地方道を南西方に進み、国道四八七号線との交点（音戸大橋（北）交差点）に至り、同所から同国道を北方に進み、呉市道句碑丸子谷線との交点（子規句碑前交差点）に至り、同所から同市道を北東方に進み、呉市道本通警固屋阿賀線との交点（神応院前交差点）に至り、同所から同国道を北東方に進み、一般国道一八五号線との交点（四ツ道路交差点）に至り、同所から同国道を北東方に進み、県道一七四号瀬野呉線との交点（本通六・交番（北）交差点）に至り、同所から同県道を北東方に進み、呉市道阿賀中央西畑線との交点（西畑交差点）に至り、同所から同市道を南東方に至り、起点に至る線に囲まれた区域

#### 7 犬伏山鳥獣保護区

安芸高田市美土里町地内の犬伏山国有林七七から八六林班まで、八九林班及び九〇林班の区域

#### 8 熊谷山鳥獣保護区

安芸高田市高宮町地内の熊谷山国有林の一〇林班から一一五林班まで（ただし、一〇林班のい一、い二小班及びろ一小班は除く。）の区域

#### 9 三段峡鳥獣保護区

安芸太田町内の一般国道一九一号線と町道水梨線との交点を起点として、同所から同

町道を南西に進み、柴木川第一発電所の導水路との交点に至り、同所から導水路敷を南方へ進み、国定公園界との交点に至り、同所から同国定公園の境界を南西に進み柴木川の交点に至り、同所から同国定公園の境界を西に進み、広島県芸北森林計画区の一〇〇林班と五〇林班界との交点に至り、同所から同林班を北に進み、一〇一林班・五一林班・八七林班を含む区域で林道餅の木線との交点に至り、同所から同林道を進み、同林道と八六林班と八七林班との交点に至り、同所から八六林班・八七林班・九〇林班との交点に至り、同所から八六林班・九〇林班と林道餅の木線との交点に至り、同所から同林道を北へ進み、同林道と九〇林班・二一一林班・二一〇林班との交点に至り、同所から二一一林班と二一二林班界を北東に進み、二一二林班・二一三林班・一〇七林班・一〇八林班・一〇九林班・二〇九林班を含む区域で一般国道一九一号線との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

#### 10 津々木島鳥獣保護区

豊田郡大崎上島町津々木島の区域一円及び同島の最大満潮時海岸線から二キロメートル以内の海面の区域

#### 11 大久野島鳥獣保護区

竹原市忠海町大久野島全島の区域

#### 12 因島南鳥獣保護区

尾道市因島土生町地内の尾道市道土生三庄線と一般県道西浦三庄田熊線との交点を起点として、同所から同一般県道を南方に進み、最大満潮時海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を東方に進み、さらに南方に進み、さらに北西方に進み、一般県道西浦三庄田熊線との接点に至り、同所から同一般県道を北西方に進み、尾道市道土生三庄線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

#### 13 仙養ヶ原鳥獣保護区

神石郡神石高原町地内の一般県道布賀油木線と主要地方道芳井油木線との交点を起点として、同所から同主要地方道を南東方に進み、林道白土線との交点に至り、同所から同林道を西方に進み、一般県道木割谷小吹線との交点に至り、同所から同一般県道を南西方に進み町道安田山野線との交点に至り、同所から同町道を北西方に進み、一般県道布賀油木線との交点に至り、同所から同一般県道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

#### 14 龍頭峡鳥獣保護区

福山市山野町地内の一般県道坂瀬川芳井線と一級河川小田川右岸との交点（堀田橋）を起点として、同所から同一般県道を西方に進み、一般県道井関加茂線との交点に至り、同所から同一般県道を北方に進み、神石郡神石高原町大字時安字佐草谷に通じる歩道との交点に至り、同所から同歩道を西方に進み、神石高原町と福山市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東方に進み、一級河川小田川右岸との交点に至り、同所から同一般河川右岸を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

15 五品岳鳥獣保護区

庄原市東城町地内の五品岳緑地環境保全地域（昭和四十八年広島県告示第八百五号で指定）の区域

16 道後山鳥獣保護区

庄原市西城町地内の国道一八三号線と広島県と鳥取県の行政区との交点を起点として、同所から同行政界を東方へ進み市道持丸支線との交点に至り、同所から同市道を南方へ進み市道持丸線との交点に至り、同所から同市道を南西方へ進み市道三坂小奴可線との交点に至り、同所から同市道を北西方へ進み市道麓線との交点に至り、同所から同市道を北方へ進み市道三坂線との交点に至り、同所から同市道を北方へ進み一般県道道後山公園線との交点に至り、同所から同県道を西方へ進み国道一八三号線との交点に至り、同所から同国道を北方へ進み起点に至るまでの線に囲まれた区域

17 猫山鳥獣保護区

庄原市西城町及び東城町地内の猫山県自然環境保全地域（昭和五十七年広島県告示第七百三十八号で指定）の区域

18 帝釈峡鳥獣保護区

庄原市東城町地内の高梁川上流森林計画区三一七林班、三二八林班から三三一林班まで、三三八林班、三三九林班、三五二林班から三五五林班まで、四五二林班から四五四林班まで及び神石郡神石高原町地内の比婆道後帝釈国定公園第一種特別地域（ただし主要地方道三原東城線紅葉橋から上流の区域に限る）の区域

19 大万木山鳥獣保護区

指谷山国有林一〇三二一から一〇三七七林班まで

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで